

○春日井市附属機関設置条例（抜粋）

平成27年 3月20日

条例第 2号

改正 平成27年 9月30日条例第40号

（趣旨）

第1条 この条例は、法令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、附属機関の設置について必要な事項を定めるものとする。

（設置及び担当事務）

第2条 別表執行機関の欄に掲げる執行機関に、それぞれ同表附属機関の欄に掲げる附属機関を置く。

2 附属機関の担任する事務は、別表担当事務の欄に掲げるとおりとする。

（委員の定数）

第3条 附属機関の委員の定数は、別表委員の定数の欄に掲げるとおりとする。

（委任）

第4条 この条例に定めるもののほか、第2条第1項の附属機関の組織及び運営について必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年条例第40号）

この条例は、平成27年10月5日から施行する。

別表（第2条、第3条関係）

（平27条例40・一部改正）

執行機 関	附属機関	担当事務	委員の定数
市長	《省略》		
	春日井市地域自立支 援協議会	相談支援事業の運営評価の実施に 関する事項、地域の関係機関のネ ットワークに関する事項、地域の 社会資源の開発及び改善に関する 事項、相談支援事業の機能の強化 に関する事項並びに困難事例への 対応のあり方に関する事項につい ての審議	15人以内

《省略》